## 介護保険住宅改修事前申請 必要書類チェックリスト

市に提出する前に、事前申請書類一式をコピーして理由書作成者に渡してください。

書類提出から承認決定まで平日10営業日(約2週間)かかりますので、余裕をもって申請してください。

なお、受理後に書類の修正や追加をお願いする場合があります。

	様式番号等	チェック欄	備   考
介護保険居宅介護(介護予防)住 宅改修費事前申請書	第15号様式(第26条関係)		被保険者自身の <mark>署名があり、内容を確認していただいているもの</mark> 申請から着工まで10営業日の余裕があるもの 急いで着工したい場合は担当にご相談ください。
住宅所有者の承諾書 (被保険者本人所有の住宅の場 合は不要)	住宅改修承諾書(賃貸用)		①賃貸の場合 賃貸用の承諾書が必要です 賃借人に、原状復帰の有無も確認してください。 ②被保険者本人の所有の住宅でない場合
	住宅改修承諾書(個人用)		個人用の承諾書が必要です ③被保険者本人以外の名義で賃貸契約している場合 両方の承諾書が必要になります。
住宅改修が必要な理由書	第5号様式の2(第8条関係)		ケアマネージャー、地域包括支援センター職員が作成したもの(越谷市では、住宅改修事業者の福祉住環境コーディネーター作成のものは不可とさせていただいております)
被保険者氏名の工事費見積書	第6号様式の2(第8条の2関 係)		材料、施工費などの項目ごとに金額が確認できるもの 参考様式をホームページに掲載していますが、内訳が分かれば独自 の様式を使用してかまいません。
図面(平面図)			生活動線を確認しますので、改修箇所のみでなく全体の平面図で作成してください。理由書、工事費内訳書、写真と照合しやすいように改修箇所ごとに番号をつけてください。
改修部分の施工前の <b>日付入り</b> 写 真			写真に撮影日が入っているもの 撮影日時の印字ができない場合は、黒板などに撮影日時を書き込ん だものを写真の中に入れて撮影してください。

事前申請後に金額の変更や改修内容の変更が生じた場合(手すりの向きの変更等)は、必ず着工前に理由書作成者と市にご連絡ください 事前申請時に決定された支給金額以上は、事後申請時に支給されませんのでご注意ください。